

クラストリーム利用許諾申込

当社又は私（以下「甲」という。）は、株式会社アイ・ピー・エル（以下「I P L」という。）に対し、I P Lの製品である映像配信サービス「クラストリーム」（以下「クラストリーム」という。）について、下記の契約条項及びI P Lの定める「クラストリーム」利用規約に同意して利用許諾を申し込みます。I P Lは、甲の申込みに対し、アカウント情報と利用手順情報の提供、並びに「クラストリーム」利用のための管理者I D・パスワード及び視聴者I D・パスワードを提供することによって、利用を許諾します。

記

（利用料金の支払）

第1条 甲は、I P Lに対し、以下のとおり利用料金を支払います。

利用料金 当社規定の利用申込書に定める利用料金を支払うものとします。

支払方法 I P Lの指定銀行口座に振り込み又は決済代行会社による毎月自動引落しの方法とします。

（利用規約の遵守）

第2条 甲は、「クラストリーム」の利用について、I P Lの定める別添 [「クラストリーム」利用規約](#) に同意し遵守することを約束します。

2 甲は、I P Lが必要に応じて前項の利用規約を変更することがあることに同意し、変更後の利用規約を予め同意し遵守することを約束します。

3 甲は、甲が契約する一般ユーザーに対し、甲が定める別添ユーザー利用規約とともに、I P Lの定める別添「クラストリーム」利用規約及びその変更についても同意を取り付け、遵守させるように努めます。

（秘密情報保持）

第3条 甲は、「クラストリーム」の秘密情報を保持する義務があり、当該秘密情報を第三者に漏洩してはならないものとします。

2 前項の甲の秘密情報保持義務は、本契約終了後も継続するものとします。

（譲渡・貸与等の禁止）

第4条 甲は、「クラストリーム」を利用する権利又は地位を第三者に譲渡又は貸与、利用の再許諾、質権設定、その他担保の目的とすること等をしてはならないものとします。

(著作権等)

- 第5条 「クラストリーム」の著作権、特許権、商標権等の権利及びIPLが「クラストリーム」の利用を通じて作成した著作物の著作権等の権利はIPLに帰属します。
- 2 「クラストリーム」の利用を通じて作成した、利用者の著作物の著作権等の権利は利用者に帰属します。
 - 3 甲は、IPL又は第三者が権利をもつ著作物に関して、著作権法で認められる範囲を超える又は同法に違反する複製等、自動公衆送信、上演等、転載等、利用、譲渡販売、出版公開その他の方法、態様により使用、利用することはできません。
 - 4 著作権法で認められる範囲を超える又は同法に違反する使用、利用等を発見したときには、IPLが、その使用、利用等の中止又は差止めの措置をとることができることについて、甲は同意します。

(不具合の対応)

- 第6条 甲は、「クラストリーム」に不具合が生じたときには、直ちにIPLに連絡するものとします。
- 2 甲は、「クラストリーム」の不具合により生じた事由につき、IPLに損害賠償を請求しないものとします。
 - 3 IPLは、甲から不具合の連絡を受けたときに、不具合の原因を確認のうえ、必要な修復を行うものとします。ただし、甲のPC機器、周辺機器及び通信回線並びにその他の甲側の事由に起因するときは、甲が当該不具合の原因の修復を行うものとします。

(契約期間)

- 第7条 本契約の有効期間は、利用を許諾した日の翌月1日から6ヶ月間とします。
- 2 契約期間満了月の15日までに、いずれからも更新しない旨の申し出のないときは、本契約は1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。
 - 3 甲は、契約期間内に本契約の解除を申し出るときには、IPLに対し、契約残期間の利用料金を支払うものとします。

(契約解除)

- 第8条 甲又はIPLは、相手方が以下の各号のいずれかに該当し、相当期間を定めて催告しても違反を是正しないときは、本契約を解除することができるものとします。解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。
- (1) 甲が、第1条の利用料金の支払を怠ったとき
 - (2) 甲が、第2条の規約の遵守を怠ったとき
 - (3) 甲が、第4条の譲渡・貸与等の禁止に違反したとき
 - (4) その他、本契約のいずれかの規定に違反したとき

(無催告解除)

第9条 IPLは、甲が以下の各号のいずれかに該当し、催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 甲が、第3条の秘密保持義務に違反したとき
- (2) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立てをしたとき又は各申立てがなされたとき、若しくは特別清算、特定調停の各申立てをしたとき
- (3) 強制執行、差押又は仮処分、仮差押を受け、若しくは手形及び小切手の不渡り処分を受け、その他著しく信用を失墜する事由が生じたとき

(本サービスの終了)

第10条 IPLは、甲に対し、3ヶ月前までに通知することにより、本サービスを終了することができます。ただし、天災、事変等の緊急事態その他やむを得ない場合は、あらかじめ通知をせずに本サービスを終了することがあります。

- 2 IPLは、本サービスの終了によって生じた利用者及び第三者の損害につき一切の責任を負いません。

(本サービスの終了にともなう返金)

第11条 IPLは、第10条の規定に基づき本サービスを終了した場合、利用者があらかじめ支払った前払い料金については、サービス終了日までの利用料金(月未満の場合は日割計算による)を控除して残金を返金します。

(専属的合意管轄)

第12条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(定めのない事項等)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたとき、又は、この契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、IPLが、新たな定めをすること又は疑義を解消する定めをすることについて、甲は同意します。

附則

(実施期日)

- 1 この改訂規約は、2012年10月19日より実施します。

(経過規定)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の本規約の規定により締結している当社との契約は、この改正実施の日において、改正後の規約の規定による当社との契約とみなします。